

令和8年10月16日

各 位

NANOホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 CEO 松村 淳

(コード番号：4571)

問合せ責任者：取締役 CFO 松尾 隆

電話番号 03-6432-0020

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年10月16日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、下記のとおり、当社の社外協力者に対し、第23回新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、社外協力者においても株価への関心及び株価上昇のインセンティブを高め、当社の業績及び株価変動に伴うリスクを株主の皆様と共有することで、さらなる企業価値の向上につなげることを目的として、当社の社外協力者に対して、第23回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行するものであります。本新株予約権の目的となる株式の総数は800,000株であり、本新株予約権の総数について引受け及び行使がなされた場合には、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数82,100,758株（議決権総数820,518個）に対して最大で0.97%の希薄化が生じることとなります。

当社は、研究開発の推進により企業価値を高め、積極的なIR活動により株式市場の適正な評価が得られるよう、全社一丸となって事業活動に取り組んでまいります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

第23回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数等

(1) 新株予約権の数

8,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式800,000株とし、下記「(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」の記載に従い本新株予約権にかかる付与株式数（以下に定義する。）が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。なお、発行決議日（以下に定義する。）後、当社が株式分割

または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、発行決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者と当社との間で締結されるアドバイザー契約等に基づき本新株予約権の割り当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と本新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる日を2029年8月14日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使日において、当社又はその子会社・関連会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、社外協力者等の地位にあること。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は原則として認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述①の資本金等増加限度額から前述①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、死亡した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で本新株予約権を取得することができる。

(10) 企業再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」とい

う)の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約に定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って定める調整後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「(5)新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(5)新株予約権を行使することができる期間」の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使の条件

上記「(6)新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

上記「(9)新株予約権の取得事由」に準じて決定する。

3. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
社外協力者 2名 8,000個

4. 新株予約権の割当日
2026年11月4日

5. 新株予約権と引き換えに払い込む金銭の払込期日
2026年11月4日

6. 申込期日
2026年11月3日

7. その他の募集事項

(1) 新株予約権の行使請求の受付場所(「行使請求受付場所」)

当社本店または当社が指定する場所

(2) 新株予約権の行使に際して払込を取扱う銀行及びその取扱の場所(「行使払込取扱場所」)

当社が後日指定する金融機関

(3) 新株予約権原簿の管理人

新株予約権割当日において、当社に株主名簿管理人を設置している場合は、株主名簿管理人が新株予約権原簿を管理する。そうでない場合は、当社においてこれを管理する。

(4) 新株予約権の行使請求の方法

①新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、当社所定の「新株予約権行使請求書」に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書に本新株予約権行使に要する書類を添えて、行使期間に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。

②新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項①号に定めるところに加えて、行使請求がなされた本新株予約権の行使に際して払込をすべき金額全額を行使払込取扱場所に払い込まなければならない。

③本項①号に基づき、行使請求受付場所に新株予約権行使請求書及び新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを当社の事前の承諾がない限り撤回することはできない。

(5) 新株予約権行使の効力発生時期

新株予約権行使の効力は、前項①号に従って、新株予約権行使請求書及び新株予約権行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ前項②号に定める払込金額全額が行使払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

(6) 株式の交付方法

株式は、新株予約権行使手続終了後遅滞なく当社から交付する。

(7) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(8) 新株予約権者に対する通知

新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。

(9) 本発行要項の規定の修正

本発行要項の規定の実施にあたり、法令等の変更、その他必要な場合には、新株予約権者の利益に反しない限り、当社は本発行要項を修正することができる。読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(10) 発行要項の公示

当社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

Ⅲ. 割当予定先の選定理由等

1. 割当予定先の概要

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、別途時点を明記していない限り本日現在におけるものであります。

(1) 社外協力者 1

a. 割当予定先の概要	氏名	Neil Gibson
	住所	米国カリフォルニア州サンディエゴ
	職業の内容	コンサルタント
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は、当社の普通株式を保有しておりません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は割当予定先との間で 2026 年 2 月 1 日付でアドバイザリー契約を締結しています。

(2) 社外協力者 2

a. 割当予定先の概要	氏名	Michael Houston
	住所	米国ワシントン州ベルビュー

概要	職業の内容	コンサルタント
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先は、当社の普通株式を保有しておりません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は割当予定先との間で 2024 年 8 月 6 日付でアドバイザリー契約を締結しています。

2. 割当予定先を選定した理由

割当予定先となる社外協力者 2 名とは、それぞれアドバイザリー契約を締結しており、当社に対して継続的に役務を提供しております。

Neil Gibson 氏は、当社米国子会社の会長として、長年にわたる創薬研究及びグローバル製薬企業における豊富な経験・知見を活かし、当社グループ及び投資先企業の研究開発、事業開発及びグローバル展開等に関する助言・支援を行っております。

Michael Houston 氏は、創薬及び CDMO 領域における豊富な経験・知見を活かし、当社グループの研究開発、投資候補先の評価及び事業価値向上等に関する助言・支援を行っております。

当社は、両氏の専門的な知見、経験及びネットワークを活用した継続的な支援が、当社グループ及び投資先企業の成長並びに当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと判断しております。このため、両氏に対して当社の企業価値向上へのインセンティブを付与するとともに、当社株主との価値共有を一層促進し、今後も継続的な役務提供を促すことを目的として、割当予定先として選定いたしました。

また、各割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的となる株式数については、両氏が提供する役務の内容、これまでの貢献、今後期待する役割及び本新株予約権の発行による希薄化の程度等を総合的に勘案し、相当であると判断いたしました。

3. 割当予定先の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談時に口頭で確認しております。

IV. 企業行動規範上の手続き

割当予定の本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は 800,000 株（議決権数 8,000 個）であり、2026 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 82,100,758 株（議決権総数 820,518 個）に対して最大で 0.97%の株式の希薄化（0.97%の議決権の希薄化）が生じます。これは 2026 年 3 月 31 日現在における当社株式の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満であり、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権のすべてが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規定第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意見確認手続きは要しません。

以 上